

くらしの安心情報

情報ファイル NO.164

平成 28 年 3 月 10 日

4月1日から電力の小売り全面自由化が始まります。
あわてて契約する必要はありません！
正確な情報を収集し、よく理解してから契約しましょう。

相談内容

【相談者 60代 男性】

4月1日から電力の小売全面自由化が始まり、複数の様々な業種や業態の事業者の中から、契約先を選択することが可能になりますが、事業者を選択する際の注意点や、「よくある誤解」などを教えてください。

対処方法

電力の小売全面自由化に関する情報を消費者自らが収集し、「料金が必ず安くなる」といった勧誘トークには気を付けましょう。

- ・小売電気事業者は国の登録を受けることが必要です。国の登録を受けた業者であるか確認しましょう。
 - ・どのような条件で安くなるのか確認しましょう。契約の内容によっては、中途解約をすると解約料が発生したり、セット契約の場合は、一方の契約を解約するとセット料金が適用されなくなるなど、思わぬ支払いが発生することがあります。
- 電力の小売り自由化に便乗した太陽光発電システムなど、直接関係のない契約については必要性をよく考えましょう。

正しく知って、よく検討！ 電力小売り全面自由化のよくある誤解

停電が起こる？ ⇨ 今までと変わりません。契約先によって電気の品質は変わらず、系統全体で需給バランスは維持されます。

新たに電線を引かなくてはならない？ ⇨ 必要ありません。既存の送配電線を經由して電気が送られます。

3月中に契約しないと、電気が止まる？ ⇨ あわてて契約する必要はありません。

現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されます。

クーリング・オフはできない？ ⇨ 訪問販売、電話勧誘販売で申込みをした場合、8日以内^()であればクーリング・オフができます。^()法定書面を受け取った日から起算して8日以内

スマートメーターは、有料？ ⇨ 自由化に伴い新たな機器の購入を求められることはありません。

消費者側の事由によるスマートメーターの設置場所の変更など、メーター取替えに伴う工事に費用が掛かる場合があります。

・電力小売り自由化について知りたいときは、[専用ナビダイヤル「0570-028-555」](tel:0570-028-555)や[経済産業省ウェブサイト「エネ庁電力小売り自由化」](http://www.electricity.go.jp)へ。

・少しでも不安を感じたら、最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188」へ)



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890